

旧岩井西高校跡地検討委員会公募委員の選考方法について

1 選考方法について

旧岩井西高校跡地検討委員会公募委員（以下、「公募委員」という。）の選考は、応募用紙による書類選考により行うものとし、公募委員の選考を審議するため、旧岩井西高校跡地検討委員会公募委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

また、公募委員の選考を決定した時は、速やかに、応募者全員に選考結果を通知するものとする。

2 選考委員会の構成

選考委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成し、委員長は副市長を充て、委員は総務部長、企画部長、教育部長及び企画課長とする。

委員長は選考委員会を代表するとともに、会務を総理し、委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 選考委員会の運営

選考委員会の会議（以下「選考会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が選考会議の議長となり、選考委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

また、委員長は必要があると認めるときは、選考会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

4 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、企画部企画課において行う。